

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号、第219号  
令和2年（ワ）第18号 「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件  
原告 原告1 外630名  
被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（18）

～心理学的観点からの原告らの「不安」～

令和2（2020）年12月16日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	日	置	雅	晴	
同	弁護士	濱	野	泰	嘉	
同	弁護士	松	田	耕	平	
同	弁護士	佐々木			学	

# 目次

第1 序論 .....	4
第2 原告らが放射線被ばくに対して抱く「不安」の内容 .....	4
1 一般論としての「不安」 .....	4
2 本件における「不安」 .....	5
(1) 常識的にみて当然の「不安」 .....	5
(2) アンケート調査の結果 .....	5
第3 原告らが「不安」を抱くことが合理的であること～主に心理学の観点から.....	6
1 「不安」に関する学問 .....	6
2 心理学における「リスク」と「不安」 .....	7
(1) 「リスク」 .....	7
(2) 「リスク」が「不安」の要因となること .....	7
3 心理学の「リスク認知」と原告らの「不安」 .....	8
(1) 「リスク認知」 .....	8
(2) リスク認知の主体・基準 .....	9
(3) リスク認知の2因子モデル .....	10
(4) 本件原発事故が2因子モデルにあてはまること .....	10
(5) 一次バイアスによる相乗効果 .....	12
(6) 中谷内教授の結論 .....	12
(7) 小括 .....	13
4 隣接学問の観点から .....	13
(1) 精神医学 .....	14
(2) 公衆衛生学 .....	15
(3) 小括 .....	16
5 まとめ .....	16
第4 被告らの主張に対する反論 .....	16

1 欠如モデルについての反論 .....	16
(1) 被告らによる考え方～欠如モデル～ .....	16
(2) 欠如モデル自体の機能不全 .....	18
(3) 心理学的観点からみた、欠如モデルの機能不全 .....	19
(4) 科学的素養の影響 .....	20
(5) 信頼の影響 .....	22
(6) 実際に、被告国が実施してきたリスク・コミュニケーションが全く奏功していないこと .....	24
(7) 小括 .....	26
2 リスク比較についての反論 .....	26
(1) C o v e l l o (1989) .....	26
(2) 中谷内教授 .....	27
(3) 吉川教授 .....	27
(4) 小括 .....	28

## 第1 序論

放射線被ばくについては、原告ら準備書面（5）で述べた客観的リスクの存在のほか、原告らが抱いた「不安」という重要な問題を看過することはできない。

本書面では、原告らが放射線被ばくに対して「不安」を抱くことが合理的であること、そして、その精神状態・心理状態が、主に心理学などの学問の観点からも裏付けられることを論じるとともに、この観点と関連する被告東電の主張に対して適宜の反論を行う。

## 第2 原告らが放射線被ばくに対して抱く「不安」の内容

### 1 一般論としての「不安」

（1）「不安」とは、「安心のできないこと。気がかりなさま、心配。不安心」をいう<sup>1</sup>。

人間であれば誰しもが持ちうる一般的な心理状態であり、その心理状態は、内心にとどまらず、言動としてさまざまな形で外部にも発信されるものである。

（2）「不安」の原因となる事象は、「不安材料」である。

「不安材料」とは、「他人に不安を抱かせる要素。望ましくない事態を予想させる心配な点。」である<sup>2</sup>。

（3）「リスク」<sup>3</sup>と呼ばれる要素・事態は、「不安材料」となり、「不安」の原因となる。

---

<sup>1</sup> 広辞苑第7版、2518頁

<sup>2</sup> 広辞苑第7版、2518頁

<sup>3</sup> 「危険」のこと。（広辞苑第7版3075頁）

(4) 「リスク」や「不安材料」は、その社会的影響力が大きければ大きいほど、人々に「不安」を抱かせる幅も大きくなり、やがて個人差を捨象した一般的な「不安」となるものである。

## 2 本件における「不安」

### (1) 常識的にみて当然の「不安」

本件においては、原子力発電所の爆発という大事故によって、大量の放射性物質が発散されたという極めて深刻な「リスク」が存在する。

原告らは、実際にそのような事態を経験した。

したがって、原告らが放射線被ばくに対して「不安」を抱くことは、常識的に考えて至極当然のものであるが、下記（2）のとおり、原告らが抱える「不安」の内容は、浪江町の住民全10109世帯（総人数21436名）に対するアンケート調査（有効回答9384通）に顕れている。

### (2) アンケート調査の結果

ア 原告ら浪江町の住民は、被ばくに関する質問に対し、子（孫）の結婚、出産への不安について4795人が、被ばくしたことによる差別・偏見について4185人が、放射能が見えない恐怖については6809人が、低線量被ばくによる影響については5535人が、「強い不安」があると回答している。

イ 被ばくについての自由記載欄にも、「後に津島の線量が高いことを知り、将来への不安が大きくなりました。検査では正常でしたが不安です。」（30代女性）、「浪江町民だけが、原発事故を知らずに一番放射能の高い地域へ避難させられたことに怒りを感じている。」（40代女性）、「放射能をあびたから何年後か後にはガンで死ぬんじゃないか。放射能が怖くて大事なものも取りに行けなかった。」（30代女性）、「体内に入ってしまったセ

シウムがまだ人体の中にいることの不安が未だにつきまとう。誰にもわかつてももらえない。」（40代女性）、「子どもが将来健康を害するのではない。差別されないか。とても不安。」（40代女性）、「自身の被ばく量。いつ発症するのか、子どもは産めるのか。」（30代女性）、「お腹にいた子どもへの放射能の不安。」（20代女性）、「放射能をあびたことによって子供の頭痛や吐き気やただの風邪さえも心配になる。」（30代女性）といった回答がなされている。

（以上につき、甲D102・2頁、26～27頁、51～53頁。原告ら準備書面（6）19頁及び20頁）。

このように、原告ら浪江町民が、本件原発事故による被ばくに対して「不安」（特に健康不安）を抱いていることは明らかであり、その「不安」の内容は、各人の生活環境や属性に応じて多岐にわたるものである。

### 第3 原告らが「不安」を抱くことが合理的であること～主に心理学の観点から

#### 1 「不安」に関する学問

「不安」という心理状態について研究する学問として最たるものは、心理学<sup>4</sup>である。心理学においては、「不安」そのもののほか、その原因たる「リスク」、及びこれらの関連性も必然的に研究対象とされる。

研究分野や指摘内容が類似する点で、心理学の隣接学問といえる学問として、精神医学<sup>5</sup>、公衆衛生学<sup>6</sup>がある。

これら複数の学問が挙げた視点は、原告らの「不安」を紐解くにあたり有

<sup>4</sup> 「人の心の働き、もしくは人や動物の行動を研究する学問。」（広辞苑第7版、1530頁）

<sup>5</sup> 「臨床医学の一分科。異常な精神状態の診断・治療・予防を目的とする。」（広辞苑第7版1608頁）

<sup>6</sup> 「公衆衛生」「国民の健康を保持・増進させるため、公私の保健機関や地域・職域組織によって営まれる組織的な衛生活動。母子保健・伝染病予防・成人病対策・精神衛生・食品衛生・住居衛生・上下水道・屎尿塵芥処理・公害対策・労働衛生など。」（広辞苑第7版983頁）

益であり、また、本件事故の被害の分析に必要不可欠なものである。

以下、心理学を中心に据え、学問の観点から原告らの「不安」について順に論じていくこととする。

## 2 心理学における「リスク」と「不安」

### (1) 「リスク」

「リスク」の定義は、学問領域や個々の研究者によって微妙な違いがあるようではあるが、リスクをなんらかの客観的指標で計ろうとする点では共通性がある（甲D 218・356頁～357頁）。

この客観的指標は、「死亡、発がん、事故、故障、損失、汚染」である（同）。

心理学は、このような指標による「リスク」を、人間がどのように認識するかについて、種々の心理尺度によって量的に測定し研究するものである（同）。

### (2) 「リスク」が「不安」の要因となること

ア 心理学者の蓑下成子教授（川村学園女子大学文学部心理学科）は、JCO 臨界事故後の調査に取り組み、住民ケアの経験、文献研究の結果により、以下の事項を、「リスク」たる放射線事故後の社会的特徴やそれによる「不安」の要因として挙げる（甲D 219・383頁。このほか、蓑下教授がJCO 臨界事故の被害者の精神健康について調査したものとして、甲D 220、甲 221）。

- ①心理社会的影響の広範囲、長期性
- ②ホルモンや遺伝子への影響不安
- ③胎児や幼い子どもが放射線に弱い
- ④原子力技術者たちの見解が一致していない

- ⑤放射線の測定が困難であること
- ⑥風評被害
- ⑦情報の錯綜（原子爆弾やがんの連想、感染症との関係）
- ⑧対処行動へのフィードバック認知の暴走<sup>7</sup>

イ 萩下教授の研究のほか、放射線被ばくの社会的特徴として、「放射線被曝の場合は不可視であることが問題となる。つまり周囲の空気や、自分の体に侵入した放射線量といった目に見えない恐怖に曝されるのである。そして被災者は事故後長期にわたって、がんの発症や遺伝的影響などの被曝後遺症に怯え続けなければならない。また結婚に支障が生じるなどさまざまな偏見や、事実無根の風評、憶測が飛び交うなど、いわゆる情報不安が被災者間に引き起こされるのも放射線被曝事故の特徴である」との研究もある（甲D 2 2 2）。

ウ 実際に原告らが語った「不安」の具体的な内容（上記第2の2）は、上記の「リスク」たる社会的特徴や要因に起因するものといえる。

### 3 心理学の「リスク認知」と原告らの「不安」

原告らの「不安」は、心理学の観点から以下のとおり分析される。

#### （1）「リスク認知」

「リスク」に対する主観的認識は、心理学的には「リスク認知」と呼ばれる。

心理学者である中谷内一也教授（同志社大学心理学部心理学研究科）は、「リスク認知」を、「我々があるハザードを受けとめ認識すること」と言い（甲D 2 2 3・1頁）、リスク認知に関する研究を、「一般の人々がリスク

---

<sup>7</sup> 放射線を回避する対処行動は、不安を低下させず、かえって高くすることがある。危険の原因を突き止める努力が失敗してフラストレーションが起こり、無力を感じてしまうことがある（甲D 2 1 9）。

をどんなふうに受け止めて認識するのか、つまり一般人のリスク認知の性質がどんなものかというのを調べることと言う（甲D224・9項、15項参照）。

すなわち、本件における「リスク認知」は、放射線被ばく（特に低線量被ばく）というハザードを、一般人・通常人たる原告らがどのように受け止め認識するのかということであり、放射線被ばくの「リスク認知」に関する研究は、原告らの「リスク認知」を考えるために極めて適した研究分野といえる。

## （2）リスク認知の主体・基準

リスク認知に関して、誰を主体（基準）とすべきかについて、吉村良一教授（立命館大学法務研究科）は、法的に保護されるべき放射線被ばくに対する不安は、科学的に合理性のある不安に限るべきではなく、平均人・一般人を基準とした合理的な不安であるべきと論じている（甲D225・57頁）。

このような吉村教授の問題意識は、リスク・コミュニケーションの専門家の意見<sup>89</sup>とも整合する。

<sup>8</sup> 山口一郎（国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官）「リスクの認知は主観的である。たとえばリスク認知は、そのリスクを知っているかどうかや、そのリスクを恐ろしくてどうしても避けたいと思うかどうかによって左右される。また、日常生活でかかりをもつことの乏しいものや、自然と人工では人工物のほうがリスクを高いと思いやすいことが知られている。人にはだれでもそれぞれ思い込みがあるが、思い込みであっても共通認識が成り立てば、社会的現実になる。社会的現実は、あるコミュニティ内で共有されるリアリティである。天然のラドンは健康に悪影響を及ぼさないが、核燃料に由來したラドンは人工放射性物質なので危険だというには、そう思う人びとにとってはリアルである。リスクの認知を考える現実とは客観的な世界の現実ではなく、社会的現実ではないであろうか。科学者は客観的事実がすべてと思うかもしれないが、科学者がもっている世界観がすべての人に通じるものではない。」（甲D226・1052頁以下）

<sup>9</sup> 元吉忠寛教授（関西大学社会安全学部）「例えば、健康への被害という観点から考えてみよう。客観的には、低線量の放射線の被曝による発がんリスクよりも、ブリやマグロなどの食物連鎖の上位にいる魚類に含まれるダイオキシン類や水銀類による健康被害や、たばこに含まれる発がん物質による発がんリスクの方が高い。しかし、私たちは、日常的に接していく魚やたばこのリスクよりも、未知で、恐ろしい放射性物質のリスクを高く評価する。これは、正しいとか間違っているという議論とは別の論理でとらえるべきであり、

### (3) リスク認知の2因子モデル

一般人のリスク認知を左右する要素は多数ある。それらは相互関連し、まとまりを形成している。これらの要素を取り出し、お互いに関連深いもの同士をまとめたものが「リスク認知の2因子モデル」である（甲A223・5頁以下）。

「2因子」とは、「恐ろしさ因子」、「未知性因子」である（同7頁）。

なおこのモデルは、リスク認知研究の第一人者であるPaul Slovicによって、1980年代に提唱され、現在においても、リスク・コミュニケーション研究において常用されており（同7頁）、2因子という枠組みの再現性は高いものである（甲D224・44項）。

### (4) 本件原発事故が2因子モデルにあてはまること

「リスク認知」を専門とする中谷内教授は、以下のとおり、本件原発事故に対するリスク認知が、この2つの因子のいずれにもよくあてはまると論じている（甲D227・55頁以下）。

ア 「恐ろしさ因子」

①制御が困難

巨大津波に襲われて炉心融解という深刻な事故発生を抑えられなかつたうえ、事故発生後も全電源喪失により核燃料の冷却ができず、それが事故後数日間続いて被害を発生させたこと

②恐ろしさ

原子炉の建屋の水素爆発や火災の様子が放映され、どうしたって恐ろし

---

私たちの多くが感じる、いわばあたりまえの感覚として受けとめるべきことなのである。このような私たちの感覚、ヒューリスティックスに頼ってはいるものの、多くの人が感じる正直な感覚を無視したり、非難したりすることはできないのである。したがって、このような私たちの感覚を前提として、さまざまな対応をとることが必要なのである。」（甲D227・138頁）。

いという感情を抱くこと

③帰結の致死性

今回は免れたものの、施設の爆発や高線量放射線被ばくはそこにいる人を死に至らしめる潜在力があること

④世界的な惨事の可能性

放出された放射性物質は遠くにまで汚染地域を広げたこと

⑤リスク削減の困難性

事故の収束には数十年単位の長い時間を要すること

⑥将来世代への影響

とくに子供への放射線の影響が懸念されていること

⑦非自発性

福島県民は、あえて被ばく線量の高い地域での生活を選んだのではない

こと

⑧不平等

東京を含めた首都圏への電力供給のために被害を被ったこと

イ 「未知性因子」

⑨観察が不可能

放射線は見えたり聞こえたりするものではないこと

⑩さらされていることの理解困難

リスクにさらされていても影響の有無を感じることができないこと

⑪影響の晩発性

発がんのような影響はただちに現れるのではないこと

⑫新しいリスク

施設敷地外の一般市民が大気や食品、水道水中の放射性物質を気にしなければならない事態は初めてであること

## (5) 一次バイアスによる相乗効果

人が、ある物事が起こる頻度の推定をする場合、実際には低頻度の事柄を過大視し、逆に、実際には高頻度の事柄を過小視するという傾向が知られている（一次バイアス。甲D227・53頁）。

この傾向について中谷内教授は、低線量被ばくに対するリスク認知にも当てはまると言っている（甲D224・66項）。

すなわち、リスク認知の性質上、一般人は、低線量被ばくのリスクをより過大に感じる所以である。

## (6) 中谷内教授の結論

以上のような心理学的な理論を踏まえ、中谷内教授は、結論として、以下のように述べている（下線は原告ら代理人が付した）。

ア 「・・・国や東京電力は、原発事故の後の健康リスクについて非常に低いんだということを主張していますけれども、実際に被曝というハザードにさらされた一般の人にとって、その結論は受け入れられるものなんでしょうかとの問い合わせに対して）

「そう簡単にそうですねというふうにはならないんじやいかと思います。  
実際にそうなっていないと思います。それは、先ほど申しました経験的システムと分析的システムがあって、誰しも分析的システムを備えてますので、ロジカルにちゃんと証拠と論理をもって、今、これぐらいのリスクなんですよと言われれば、それは理解はできるかもしれない。理解はできても、もう一個、より強力に働く経験的システム、直感的で感情的で、自分の経験なんかが重視される経験的システムの働きがありますので、そっちのほうが優先されるとすれば、論理とかデータに基づいて低いんですよということは分かって理解はできても、すとんと落ちるものではなくて、やっぱり怖いものは怖いということになると思います。しかも、二重過程理論に基づいたリスク

認知の2因子モデルで考えても、原発の事故とか放射線被曝というのはリスクが高い、なかなか印象としてはもう大丈夫だ、安心だというふうにはなりにくい性質を持っていると思います。」（甲D224・47項）。

イ 「・・・これまでのお話からすると、多くの住民の方が20ミリシーベルトではとてもじゃないけど戻らない、1ミリあるいは追加線量ゼロでないと戻らないというふうに回答することは、一般の人を基準にすると、心理学的におかしな、不合理な思考ではないというふうに理解してよろしいでしょうか」との問い合わせに対して)

「はい。とくに不安感とか感情ということを考えますと、先ほどから御説明してきましたように、私たちの感情とか不安感が放射線の線量と1対1にきれいに対応するというふうな心理学的な根拠は何もありませんし、例えば20ミリシーベルト以下であれば、私たちは放射線のことは何も考えなくなるという仕組みが生来的に備わってるなんてことも全くありませんので、必ずしも、今おっしゃったような基準で帰還するように求められたから、じゃ、もう不安はないなんてことにはならないというのは、もう心理学的に見てそうだと思います。」（甲D224・68項）。

#### （7）小括

以上のように、心理学における「リスク認知」の観点から、原告らが放射線被ばく（低線量被ばく）というハザードに対して「不安」を抱くことは、自然であり合理的であるといえるものである。

#### 4 隣接学問の観点から

心理学のほか、隣接学問たる精神医学、公衆衛生学の観点からも、原告らが放射線被ばくに対して「不安」を抱くことが合理的であることを紹介しておく。

## (1) 精神医学

ア 本件原発事故後の精神疾患症例を分析している井上弘寿医師（精神科医。自治医科大学精神医学教室助教・いのちの森クリニック院長（2019年1月～））は、一般的に原子力災害が引き起こす恐怖感、不安感の特徴として、以下を挙げる（甲D228・1220頁以下）。

- ①放射線は目に見えず、感知器なしに検知することはできること
- ②遺伝子への影響が懸念されること
- ③健康被害があるかどうかは長い年月を経過しないとわからないこと
- ④原爆や癌と関連付けられること
- ⑤放射線災害では、移動することによって危険を避けることができるこ  
と
- ⑥放射線災害は自然災害よりも感染症のモデルに近いこと

イ さらに井上医師は、本件原発事故の特徴として、以下を挙げる（甲D228・1220頁以下）。

- ⑦政府の情報公開の遅れと不透明さ
- ⑧専門家の見解の相違<sup>10</sup>
- ⑨国内外のメディアの報道内容の相違
- ⑩食品に関する風評
- ⑪インターネットにおける流言飛語

ウ 上記の井上医師の視点は、実際に原告らが抱いた「不安」の具体的な内容（上記第2の2）と合致するものである。

---

<sup>10</sup> たとえば、日本医事新報No.4575、7-26、2011（甲D230）では、崎山比早子（元放射線医学総合研究所主任研究員・元福島第一原発事故調査委員会委員・医学博士）の「放射線による遺伝子障害の安全量はない」との論稿が掲載されている。

## (2) 公衆衛生学

ア 専門家と一般国民のリスク認識の差異について研究している公衆衛生学者の杉田稔教授（東邦大学医学部（公衆衛生学））は、文献、インターネット情報の収集分析や、個別面接を通じた検討の結果、一般国民の原発の過酷事故に対する感情として、以下を挙げている（甲D229・516頁「一般国民の視点からの原発事故による健康障害リスク」）。

- ①一般国民にとって、原発の事故による健康被害リスクの上昇に関し、リスク全般について理解することは困難であること
  - ②そのリスクが低いと科学的に検証できても、個人のリスクと将来の結果を明示できないこと
  - ③被告東電の原発事故のような人災では、それによるリスクには不寛容で、本音としてゼロリスクの保証を求めたがること
  - ④そのリスクになりそうな行動を他罰的に何としても少しでも回避しようとすること
  - ⑤電力会社・政府・研究者たちは「原発は絶対に安全」と言っていたにもかかわらず、過酷な原発事故が発生したことや電力会社が微小な原発事故を隠蔽していたこと、さらに事故後に政府や電力会社などからの情報開示が必ずしも適切ではなかったことなどから、政府・研究者・電力会社の言うことを信用しなくなったこと
  - ⑥ICRPのような国際的機関でさえ、必ずしも信用され難いこと
  - ⑦食品の放射線物質汚染に関しサンプリング検査をしても、それをすり抜ける確率がゼロと保障できないことから、全数検査以外の商品は信用されなくなったこと
- イ 上記杉田教授の視点も、実際に原告らが抱いた「不安」の具体的な内容（上記第2の2）と合致する。

### (3) 小括

このように、原告らが放射線被ばくに対して不安を抱くことが合理的であることは、心理学のみならず、隣接学問たる精神医学、公衆衛生学からも裏付けられる。

## 5 まとめ

以上のように、心理学者、精神医学者、公衆衛生学者が、放射線の特殊性を挙げたうえで、一般人、通常人が放射線被ばくに対して恐怖感や不安感を抱くことを指摘している。

特に中谷内教授は、放射線災害がリスク認知の2因子にいずれもよくあてはまるとも指摘している。

したがって、放射線災害が、他のハザードと比較して、恐怖感・不安感をより強く生じやすい性質を有することは明らかであり、一般人・通常人である原告らが恐怖感や不安感を抱くことは合理的である。

## 第4 被告らの主張に対する反論

### 1 欠如モデルについての反論

#### (1) 被告らによる考え方～欠如モデル～

ア 被告東電は、本訴訟において、次のような主張をしている。

(ア) 生涯積算線量100ミリシーベルト以下では、発がんリスクの増加を証明することは難しい（第3準備書面5頁以下、第4準備書面33頁～35頁）

(イ) 年間20ミリシーベルト被ばく相当の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い（第3準備書面5頁以下、第4準備書面33頁～35頁）

(ウ) 東京～ニューヨークの航空機1往復による宇宙放射線被ばくは0.2ミ

リシーベルトである（第3準備書面5頁）

(エ) 不安全感は、抽象的な危惧感などにとどまるものは、慰謝料請求権の発生

原因たるべき現実の被害とはいえない（第4準備書面16頁～35頁）

(オ) 自治体等による住民の放射線被ばくに対する恐怖・不安感を軽減する取

り組みが進展し、放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっている

（第4準備書面35頁～42頁）

イ また被告国は、消費者庁による合計240回を超える説明会（シンポジウム）を開催し<sup>11</sup>、食品と放射線Q&AをHP上での公開・配布している<sup>12</sup>。

文部科学省も、教育現場向けに「小学生のための放射線副読本」、「中学生・高校生のための放射線副読本」を作成し、教師用の解説本も配布している<sup>13</sup>。

復興庁ほか10省庁も、連名で、「帰還に向けた放射線リスク・コミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表している<sup>14</sup>。

このように被告国は、本件原発事故以来、様々な方法で、放射線被ばくに関するリスク・コミュニケーションを実施してきた。

ウ 上記主張やリスク・コミュニケーションの実施は、「住民が不安に思うのは、放射線に対する正しい知識が欠けているからである。しかし、放射線医学の専門家らが、正しい知識に基づき、『リスクは十分に低い』と説明しているのであるから、もはや不安に思う必要はない（不安に思うことに合理性は見出せない）」という考え方に基づくものである。

このような考え方、「欠如モデル<sup>15</sup>」と呼ばれている。

---

<sup>11</sup> [https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9211900/www.caa.go.jp/jisin/r\\_index.html#k02](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9211900/www.caa.go.jp/jisin/r_index.html#k02)

<sup>12</sup> [https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/understanding\\_food\\_and\\_radiation/material/](https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/understanding_food_and_radiation/material/)

<sup>13</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/attach/1409776.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1409776.htm)

<sup>14</sup> <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140217175933.html>

<sup>15</sup> 欠如モデルは「欠陥モデル」と呼ばれることもある。

## (2) 欠如モデル自体の機能不全

ア 「欠如モデル」とは、科学的知識について、公衆の側は「*deficient*」（欠けている、不十分な）であるのに対し、科学の側は「*sufficient*」（足りている、十分な）であるという暗黙の前提として、公衆は問題となっている科学的事象について知識や理解がないために、非合理的な恐れや不安を抱くものの、知識や理解があればそのような非合理的な恐れや不安を抱かなくなる、そのためには理解増進（*public information campaign*）をすすめよう、という考え方である（甲D231・109頁～110頁）。

イ しかし、多くのリスク・コミュニケーションの専門家によって、この欠如モデルは、公衆の恐怖感・不安感を解消する機能がないことが指摘されている。以下にその例を挙げる。

### (ア) 吉川肇子教授（慶應大学商学部（社会心理学））

本件原発事故におけるリスク・コミュニケーションに関する論考において、「今回もっとも大きな失敗は、非専門家である一般の人びとがリスクを理解しないのは適切な知識を欠いているからだという、欠陥モデル（*deficit model*）に基づくリスク・コミュニケーションが行われたことだと筆者は考えている。多くの専門家と言われる人びとがコミュニケータとして登場したわけであるが、その多くが欠陥モデルに基づいてコミュニケーションを行っているように見受けられた。しかし、このような啓蒙戦略の効果を実験的に検討した研究（具体的には高レベルの廃棄物の安全性を題材にした啓蒙キャンペーンの効果を検討したもの）によれば、『人びとは問題を理解していないから啓蒙が必要である』とか、『安全性について科学的な保証をすることが重要』という前提に基づいたリスク・コミュニケーションは有効でないことがすでに明らかになっている」と論じている（甲D183・1039頁）。

(イ) 坂口逸子教授（元順天堂大学医学部客員准教授・現東京理科大学薬学部薬学科）

リスク認知、リスク・コミュニケーションに関する論考において、「リスクの受容については、専門家から、そのリスクについて知識がないからであり、知識が増えれば理解が促進され、受容されると言った意味合いの発言が聞かれるが、これは迷信であったことが心理学実験から明らかになったと紹介されている。」と論じている（甲D184・1035頁）。

ウ このように、欠如モデルは、その考え方自体が機能不全なのである。

### (3) 心理学的観点からみた、欠如モデルの機能不全

心理学的観点からも、欠如モデルが機能しない理由が挙げられる。

ア 不確実性のある状況や情報に対して、人々は、必ずしも論理的・客観的な意思決定をするのではなく、むしろ非合理的・主観的あるいは感情に基づいて判断や評価をして意思決定をすることが、多くの心理学研究によって明らかにされている。

具体的には、判断・決定を誤らせてしまう心理的過程として、代表性ヒューリスティック、利用可能性ヒューリスティック、係留と調整ヒューリスティック、主観確率における自信過剰現象、後知恵バイアス、一次バイアス、感情ヒューリスティックなどが挙げられる（甲D227・29頁～66頁）。

イ 他方、リスク認知には、個人的な要因（同69頁～85頁）、メディアの報じ方（同155頁～172頁）、信頼（同239頁～255頁）など、様々な社会的・心理的因素が影響する。

ウ したがって、科学的知識を与えさえすれば住民は正しいリスク認知に至るという欠如モデルは、単純には機能しないのである。中谷内教授も、欠如モデルは心理学の観点から機能しないことを支持している。その理由は、二重

過程理論<sup>16</sup>や2因子モデルによる一般人の心の動きや、リスク・マネジメント組織への信頼欠如が関係していると考えている（甲D 224・63項、70～72項）。

なお、中谷内教授は、医学的な情報を提供すること自体を否定してはいな  
いが、それは、少なくとも情報は隠蔽されていないという趣旨に留まるもの  
であって、安心感を導くという趣旨ではない（同111～113項）。

#### （4）科学的素養の影響

では、住民が科学的素養を持てば（科学教育を充実させれば）、欠如モ  
デルは機能することになるのであろうか。

ア この問い合わせに対する答えを探る手掛かりとして、2つの異なる科学技術（遺伝子組換食品、原子力発電）に対するリスク認知（主観的な安全度）について、一般公衆、バイオテクノロジー専門家、原子力専門家のリスク認知を比較した調査結果がある（甲D 227・125頁～129頁）。

これによれば、原子力発電のリスク認知について、原子力専門家はより安  
全と考えているが、バイオテクノロジー専門家はこれと異なり、一般公衆と  
同じく、安全とは考えていないことが示された。

一方遺伝子組換食品について、バイオテクノロジー専門家はより安全だと  
考えているが、原子力専門家はこれと異なり、一般公衆と同じく、安全とは  
考えていないことが示された。

---

<sup>16</sup> 専門家と一般人のリスク認知の違いを説明するための理論の一つ。人間には、直感的な「経験的システム」と、理性的な「分析的システム」の2つの思考システムが備わっているとされ、一般人は、日常的な判断や行為決定の際に優勢なのは直感的な「経験的システム」であるとする理論。本件においては、事故発生後に低線量被ばくにさらされている状況が日常的であることにより、低線量被ばくの危険性を認知し続け、事故後長期間が経過した現在においても、低線量被ばくについては、影響があるという情報、影響はない（少ない）という情報など、様々な情報が存在するため、仮に「分析的システム」が優勢に作用し始めたとしても、当初のリスク認知を強化する方向に働く。（以上につき、甲D 223・4頁～5頁、甲D 224・36項、73項、179～182項）

要するに、科学技術の専門教育を受けた専門家であっても、自身の専門領域の対象から外れると、リスク認知のレベルは一般公衆と同じレベルなのである。

イ また、たとえ放射線に関する専門教育を受けたとしても、自身（家族を含む）が当事者になった場合は、合理的なリスク認知ができないことも示されている。

救命救急の研修生（計200名）に対し、「あなたが科学的に納得できる1年間の値（放射線量）はどれですか？」、「あなたは家族と一緒に住むといったときにはどの値にしますか？」、「あなたが（一般住民を）避難させる立場だったら、どういう値で避難させますか？」との質問をしたところ、家族でない一般住民を避難させる放射線量は、家族を避難させる放射線量とは大幅に異なることがわかった（甲D232・216頁～219頁）。

すなわち、たとえ放射線に関する科学的教育を受けたとしても、自分が当事者でない場合には科学的な値で他者を説得しようとするものの、自分が当事者である場合には科学的な値では納得しないのである。

ウ さらに、本件原発事故の前（2010年12月）、放射線安全管理者（71名）に対して行われた、「安全と考える年間実効線量（急性、外部被ばく）」に関するアンケート調査は、自身に対する安全線量の平均は、年間35.6ミリシーベルトであったが、子供に対する安全線量の平均は、年間8.5ミリシーベルトであったことを示した（甲D233・139頁～140頁）。

加えてこの調査は、原発事故前の放射線専門家の50～90%にとっても、（避難指示解除の目安とされている）年間20ミリシーベルトは、少なくとも子供に対しては受容できないという結果も示している（同140頁）。

エ 以上のように、たとえ住民が科学的素養を持ったとしても、欠如モデルは容易には機能しないのである。

## (5) 信頼の影響

### ア リスク・コミュニケーションにおける信頼の機能

そもそも、リスク・コミュニケーションには、リスク・マネジメント組織に対する信頼が大きな影響を及ぼす。

すなわち、リスク・マネジメント組織に対する信頼度が低ければ低いほど、そのハザードに関する不安は大きくなり、逆に信頼度が高ければ高いほど、そのハザードに対する不安は小さくなることが実証的研究によって明らかになっている（甲D 234）。

リスク・コミュニケーションにおいて、人間がある組織や個人を信頼するのは、信頼に2つの機能（自分の意見を代弁する代理人選定の機能、事態を認識する上での複雑性や不確実性を低減し、自らの判断を形成する機能）があるからであると考えられている。そして、普段は身近でない環境リスクや科学技術の問題に関しては、後者の機能が重要になるとされている（甲D 227・241頁）。

また、環境リスク・マネジメントや科学技術政策における信頼では、多くの場合はリスク管理者や政策立案者が組織や専門機関であり、顔の見えにくい相手であるため、対人的な信頼場面におけるノンバーバル行動（表情、語調、ジェスチャーなど）を判断材料とすることができない。そのため、組織に対する信頼の醸成は、個人間における信頼の醸成と比較して、より困難とされている（同243頁）。

そして、信頼を構成する要因は、①専門能力、②公正さ・誠実さ、③価値共有性であるところ、信頼獲得に及ぼす影響力は、①専門能力よりも、②公正さ・誠実さ、③価値共有性の方が大きいと考えられている（同247頁～253頁）。

すなわち、専門能力が高い組織や学者が科学的な根拠や論理に基づいて公衆を説得したとしても、公正さや誠実さに疑いを持たれてしまうと、高い信

頼は得られず、結果として、リスク・コミュニケーションは上手くいかないのである。

#### イ 被告らに対する信頼度が低いこと

本件原発事故におけるリスク・マネジメント組織たる被告らは、住民から信頼を得ていないことは論じるまでもないが、それを裏付ける実証的研究報告がある（甲D235）。

すなわち、評価対象組織（原子力安全・保安院、食品安全委員会、気象庁気象研究所、東京大学地震研究所、被告東電、関西電力、JR東日本、JR西日本）についての、2011年4月（回答者1030名）及び2012年4月（回答者649名）のインターネット調査によれば、被告東電及び原子力安全・保安院は、他のすべての組織と比較して、有意に信頼度が低く、また、2012年になっても信頼度が回復していないことが確認された（2011年調査・・・被告東電：1.59<sup>17</sup>、原子力安全・保安院：1.64、JR西日本：2.23、食品安全委員会：2.25、地震研究所：2.54、関西電力：2.61、JR東日本：2.75、気象研究所：2.91。2012年調査・・・被告東電：1.51、原子力安全・保安院：1.59、JR西日本：2.25、食品安全委員会：2.21、地震研究所：2.59、関西電力：2.12、JR東日本：2.12、JR東日本：2.72、気象研究所：2.96。以上につき甲D235・143頁）。

また、被告東電や被告国に対する信頼が低いことは、今に始まったではなく、本件原発事故以前から指摘されていた。

すなわち、篠原邦彦（当時：日本原子力研究開発機構研究主席）は、本件原発事故直前にまとめられた報告において、「原子力が嫌われるという原因のひとつはやはり事業者の信頼感の問題があると思います。もちろん、政府

---

<sup>17</sup> 信頼評価は、5段階のリッカート尺度で行われた。数値が高いほど信頼が高いことを意味する。

の信頼性っていうのもあって、国民から見たときに両方があまりにも信頼されていない、事故隠しとかが繰り返されていると、そういったことが原子力に対する不信感を醸成してしまったんじゃないかと反省しています。」と述べている（甲D236・207頁）。

#### （6）実際に、被告国が実施してきたリスク・コミュニケーションが全く奏功していないこと

以上の理論的な側面のほか、現実的にも、被告国が実施してきたリスク・コミュニケーションは全く奏功しなかった。

ア 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターが実施した「県民健康管理調査」「こころの健康度・生活習慣に関する調査」によれば、平成23年と平成24年を比較すると、「放射線の健康影響についての認識」について、（若干の低減傾向はあるものの）大きな差異は見られなかった。

すなわち、平成23年度（集計対象期間：平成24年1月30日～平成24年6月30日、有効回答7万39人）では、「急性の健康障害」について、4段階評価（可能性が「非常に高い」から「極めて低い」の順）では、6.7%、7.9%、19.8%、65.5%であったが、平成24年度（集計対象期間：平成25年2月7日～平成25年10月31日、有効回答5万5062人）では、9.0%、10.1%、22.8%、58.1%であった（甲D237、甲D238）。

また、「後年に生じる健康被害」では、平成23年度では、24.7%、22.9%、29.8%、22.9%であったのに対し、平成24年度では、19.1%、20.2%、29.9%、30.8%であった（同）。

さらに、「次世代以降への人への健康影響」では、平成23年度は、34.6%、25.3%、24.5%、15.8%であったのに対し、平成24年度では、24.9%、23.2%、28.0%、23.9%であった（同）。

イ 消費者庁が実施した「食品中の放射性物質等に関する意識調査」は、約5000人を対象としたインターネットによる意識調査であるところ（第1回：平成25年2月、第2回：平成25年8月、第3回：平成26年2月、第4回：平成26年8月）、この調査でも、放射線に関する意識に変化は見られなかった。

すなわち、「小さなリスクでも受け入れられない」と回答したのは、回数順に、16.6%、18.9%、16.4%、21.0%であった（甲D239・1～2頁）。

同様に、「食品の購入に際して産地を『気にする』または『どちらかと言えば気になる』と回答したのは、回数順に、68.2%、68.2%、65.7%、70.0%であった（同）。

同じく「福島県産品の購入をためらう」と回答したのは、回数順に、19.4%、17.9%、15.3%、19.6%であった（同）。

ウ このように、政府によるリスク・コミュニケーションは全く奏功していない。むしろ、上記回答においては、最終回における回答率が最も多い点は、むしろ住民の恐怖、不安が増長していることを示すものである。

エ そのほか、リスク・コミュニケーションが奏功していない例として、2013年に避難者を対象として実施した「戻ってもよいと思われる放射線水準」の調査結果である（甲D240・108頁～109頁）。

この調査においては、被告東電が主張する年間20ミリシーベルト未満で「戻っても良い」と回答したのは、福島仮設調査でも6.3%、埼玉東京調査では2.4%にとどまっており、実に65%以上の住民が、本件原発事故前の線量（追加被ばく線量ゼロ）あるいは除染後の最終目標とされる線量以下（追加被ばく年間1ミリシーベルト以下）と回答している（甲D240・108頁～109頁）。

## (7) 小括

以上のとおり、欠如モデルの考え方に基づく被告らの主張やリスク・コミュニケーションの実施は全く意味のないものであり、放射線被ばくに対する原告らの不安が解消されているとは到底いえない。

## 2 リスク比較についての反論

被告東電は、放射線被ばくの健康リスクを、喫煙や肥満などの健康リスクと比較することによって、自らの主張を正当化しようとしている（第3準備書面9頁～10頁）。

しかしながら、以下のとおり、心理学的観点から、かかるリスク比較の主張は何ら法的意味をなさない。

### (1) C o v e l l o (1989)

ア リスク比較について、1989年ガイドラインをまとめたC o v e l l o (1989)は、リスク比較の受容性は5段階に分けられるとされている（甲D241・113頁）。

①第1ランク（最も受け入れられる比較）

・・・時期が異なる同一のリスクの比較、基準との比較、同一のリスクに対する異なる評価の比較。

②第2ランク（望ましさの劣る比較）

・・・何かを行うリスクとそれを行わないことの比較、同一の問題に対する異なる解決策間の比較、他の場所で起こった同一のリスクとの比較。

③第3ランク（さらに劣る比較）

・・・平均的リスクと特定の時期や場所における最大のリスクとの比較、ある悪影響を及ぼす一つの源泉に起因するリスクと同一の影響を及ぼす全ての源泉に起因するリスクの比較。

④第4ランク（僅かにしか受け入れられない比較）

・・・コストとの比較、あるいはコスト／リスク比での比較、リスクと便益との比較、職業リスクと環境リスクとの比較、同一の源泉に起因する他のリスクとの比較、同一の病気やケガをもたらす他の特定原因との比較。

#### ⑤第5ランク（ほとんど受け入れられない比較）

・・・関係の無いリスクとの比較。

イ 被告東電が主張する喫煙や肥満などのリスクとの比較は、原子力と関係の無いリスクとの比較であるため、最低ランクの⑤第5ランクにあたり、ほとんど受け入れられないリスク比較であるといえる。

### （2）中谷内教授

中谷内教授も、「あるリスクが低いということを説得するために、わざわざ高いものを引き合いに出して、これより低いでしょ、だから受け入れなさいという形で相対化するのは、そのコミュニケーションそのものが受容されないというのが、それは1980年代から研究で言われていることです。」

（甲D224・136項）、「事件とか事故が起こって、そのリスクを理解してもらうために後付け的に何か基準を出すというのは、せっかくそういうことをやってもリスク評価がうまく理解してもらえない、受け入れられないということはあります。」（同138項）と述べており、上記同様、リスク比較論自体の有効性を否定している。

### （3）吉川教授

前掲の吉川教授（甲D183）も、リスク比較について、「具体的な手法として問題がきわだっていたのはリスク比較である。今回、放射線のリスクに関してリスク比較が多用された。発災後しばらくの間、政府の原子力災害対策本部の記者会見場には、日常生活のリスクを図示したパネルが置かれて

いたほどである。しかし、リスク比較には適切に使えばリスクの理解に役立つものの、表現の仕方や使用場面の選び方が非常に難しい手法である。リスク比較の効用について検討したC o v e l l らは、リスク比較は地域住民との信頼関係がある場合に限り有効であると述べている。リスク比較はしばしば人びとに安心を与えるために使われる。つまり人びとが思うほどにはリスクが大きくないことを伝える。逆に、リスクの大きさを伝えるためにリスク比較が使われることは、可能性としてはありうるのだが実際にはほとんどない。したがって、リスク比較が行われるとき、説得のために使われるのではないかと疑いをもってしまう。地域住民との信頼が鍵になるのはこのためである。信頼がないとき、あるいは信頼があるかどうかわからないとき、相手に疑念を抱かせないようにリスク比較を行うのは容易ではない。たとえば、比較対象になにをもってくるか、その選択だけでも難しい。今回の事例でいえば、事故による非自発的な被曝のリスクに対して自発的な喫煙のリスクと比較するならば、自発性という異なるリスクを比較していることが問題視される。また、医療被曝と比較するならば、便益（ベネフィット）が明瞭なリスクと比較している点が問題となる。このように使い方が難しい手法を、時間的に切迫している危機時に使ったため、内容のみならず送り手の信頼性まで損なう結果となってしまった。」と指摘している（甲D 183・1039頁以下）。

#### （4）小括

このように、被告東電が主張するリスク比較は、それ自体の有効性が否定されるものであり、本件原発事故の被害者である原告らにとって何ら法的意味をなさず、放射線被ばくに対する原告らの不安を否定するものではない。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位②	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. + 13 m + 1 mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位①	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. + 10 mの水位（上記仮定水位O. P. + 14 mと設計水位O. P. + 5. 6 mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
IPPNW	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解中介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解中介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	
東京地裁平成31年判決	被告東電第4準備書面22頁において引用する東京地裁平成31年3月27日判決	準備書面（15）	15	
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会	準備書面（16）	4	
UNSCEAR2013年報告書	UNSCEARが作成した2013年国連総会報告書科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」	準備書面（16）	4	
政府ニュースレター	政府原子力災害現地対策本部が被災地向けに発行したとされるニュースレター	準備書面（16）	9	